

1. 区長の基本姿勢について

< 憲法 >

1. 練馬区民の命を守るべき自治体の長として、「集団的自衛権は行使できない」という従来の憲法解釈を変更しないよう、国に求めるべきではないか？平和憲法をなし崩しにしようとする国の状況をどう考えるか？

答：(総務部長)憲法に関わる課題については、国民による議論がもっとも大切で、国民の意思が尊重されるべき。国民の代表である国会など、国政の場で議論を尽くすべき課題であり、自治体として国に意見を表明する考えはない。

< 原発 >

1. 練馬区はこれまで「ある程度は原発は必要」と言ってきたが、事故のリスクや汚染水などの現状を見ても、区長は「前区長の見解」踏襲するのか？71 万区民の命を守るべき自治体の長として、国に原発再稼働の中止を求めるべき

答：(環境部長)区民生活への影響を考慮し、安全性の確保を大前提に、原発依存度を可能な限り低減していくべき。直ちに国に原発再稼働の中止を求める考えはない。

2. 原発ゼロを掲げ、練馬から自然エネルギーによるまちづくりを積極的にすすめるべき

答：(環境部長)再生エネルギーの導入については、すでに環境基本計画の中で重要な施策として位置付けて取り組んでいる。また、まちづくりは、地域の課題を地域の皆様と共に解決するために行うものである。原発ゼロを掲げたまちづくりを進める考えはない。

< こども >

1. 2012 年度から児童福祉に係る事業を教育委員会に委任した。障がい児やひとり親家庭の支援は福祉部に残し、教育と福祉の一体化が行われたとは言えない。区長の言う「優れた特色」とは何か？

答：(教育長)乳幼児期から青年期に至るまでのこどもに対する総合的かつ切れ目のない成長期支援の施策を効果的に取り組める。幼保小連携や放課後児童対策の推進などの取り組みが順調に進められている。

2. 区長はこどもの最善の利益を保障する責任をどのように考えているのか？

答：(教育長)練馬区次世代育成支援行動計画を策定し、こどもの立場にたって、様々なこども施策を推進し、展開していく中で、こどもの最善の利益を保障する責任を果たしていく。

3. こどもの権利条約を批准してから 20 年を迎えた。こどもの権利条約を踏まえた条例を制定し、こどもの権利擁護に取り組むべきではないか？

答：(教育長)こどもの権利条約の考えを踏まえて策定した、次世代育成支援行動計画に基づく事業を着実に実施していくことで、こどもの権利擁護が図られると考えているため、条例を制定する考えはない。

< 男女平等 >

1. 「仕事については男女平等で差別はしない」と区長は就任あいさつで述べた。いまだに家庭や職場のさまざまな場面で男女間の格差がある。区長は「男女平等」をどのように考えているか？

答：(総務部長)区では、「第3次男女共同参画計画」を策定し、男女平等を推進している。この計画を積極的に推進し、今後も職場や家庭などあらゆる場面において男女平等を推進していく。

2. 「男女平等」を実現するために、どのように職場環境整備に取り組むか？

答：(総務部長)これまで、ノー残業デーの設定や子育てのための休暇制度の利用の啓発などに取り組んできた。今後も、過重労働の防止などワークライフバランスに一層配慮していくことで、女性が働きやすい職場環境づくりを進めていく。

< 自治 >

1. 区長の言う「新しい自治」とは何か、区民との協働をどのように考えているのか？

答：(区長)区民福祉のさらなる向上を図るため、先人の積み上げた成果を基盤に、区民と力を合わせ、全国に発信する新しい自治を創造する。

2. 介護の社会化について

1. 第6期介護保険事業計画策定にあたり保険者としての責任の自覚と介護の社会化に向けた区長の見解は？

答：(福祉部長)町会自治会やNPO法人等の多様な地域での活動、在宅療養や訪問介護看護等新たな取り組みを、これまでのサービスと組み合わせて提供する地域包括ケアシステムの構築をめざし、総合的な生活支援を地域社会に根付かせ、持続可能な介護保険制度の発展を図る。

3. 介護者支援について

1. 介護の多様化により課題も多様化している。身近な自治体だからこそ積極的な取り組みが望まれ、多様な支援の場が用意されるべき。

答：(福祉部長)介護者への支援は重要な課題と捉え、家族介護者教室の開催や介護家族会の立ち上げ促進など支援してきた。男性や就労世代など多様化する介護者の特性や状況を踏まえ、さらに支援の施策を広げる検討を進める。

2. 介護者支援は制度だけでは対応しきれず、市民的取り組みが求められる。NPOや市民活動団体の意欲をどう引き出し、応援していくのか。

答：(福祉部長)町会自治会やボランティア団体により、生きいきと暮らせる地域社会づくりを目指す活動が広がりつつある。地域包括ケアシステムを構成する重要な要素であり、福祉のみならず地域振興分野とも連携して活性化を図っていく。

4. 光が丘清掃工場の建て替えについて

1. ごみ量の減少、焼却による有害物質の周辺環境への影響、安全性を考え、光が丘清掃工場の建て替えは再度検証し、焼却施設ではなく資源循環施設へと転換すべき。

答：(環境部長)将来にわたり23区のごみを処理するために、ごみ量予測に基づき、焼却余力の確保や地域バランスを考慮するとともに、必要な環境保全対策を図り、清掃工場の整備計画を定めている。建替えの見直しを求める考えはない。

2. 災害時の電力確保の面からも、光が丘地区をエネルギー自立都市のモデルとして、地区計画にエネルギー問題を含めることを提案するがどうか。

答：(環境部長) 現行の地区計画に「省エネルギーに配慮したまちづくりに努める」という方針が既に定められている。なお、国のエネルギー第4次基本計画では、エネルギーを取り巻く状況が変化していることが示されている。区は、国や都の計画、地域特性を踏まえ、新たにエネルギーについての検討を開始する。

5. こどもの権利擁護について

1. 区はすでに「いじめ等対応支援チーム」を設置し、いじめ問題対策方針を定めている。いじめ問題の取り組みについて、こども・保護者・教職員に周知され、実行されているのか。また都の方針を受けて、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーとの連携をどのように強化していくのか。

答：(教育長) 2006年からいじめ一掃プロジェクトを展開し、こどもたちが主体となった、いじめの未然防止に向けた取り組みを行っている。いじめ防止実践事例発表会を開催し、教員や保護者に周知を図っている。また、学校だけでは解決が難しい事例もあり、心理的、福祉的な観点からの支援のために、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーを活用し、連携を図りながら効果的な支援を行っている。

2. 都はいじめる側の児童・生徒について、組織的・継続的な観察・指導を行う。改善が見られないときは、警察への通報、懲戒や出席停止などで対処するとしている。しかし、区は「出席停止などによっていじめる側の児童・生徒は疎外されたと感じ、教員との信頼関係を損なう。解決するためには、こどもの抱える問題を明らかにし、支援が必要」としている。いじめる側のこどもに個別に対応・支援し、排除しない考えに変わりないか。

答：(教育長) いじめる側のこどもに対しては、教育的配慮の下、保護者と連携を図りながら指導を行う。いじめの背景を正確にとらえ、健全な発達に配慮しながら継続的な指導を徹底し、良好な学校生活が送れるように支援する。

3. 教員の指導力向上は、単に児童・生徒の指導・監督ではなく、こども自身が考え、行動する力を引き出す必要がある。こどもの力を引き出すことについて教育委員会の考えは。

答：(教育長)こども自身が考え、行動する力を引き出すことは、学習指導要領が目指しているところ。今後もいじめをしない、見過ごさないこどもを育成するために、教員の力量を高めながら、こどもの力を育てていく。

4. いじめ、虐待など児童相談所との連携が必要で、複数区で1か所の現状は問題があり、都区移管も進められている。児童相談所の都から区への移管についての現状、課題と対策について明確に答えよ。一時保護施設がある練馬区で先行的に進めていくことはできないか。

答：(教育長)「特別区児童相談所移管モデル」を基に、都に対し移管に関する協議を申し入れている。都区協議の動向を注視しながら、子ども家庭支援センターの専門性の向上や相談体制の強化を図っていく。人材の確保・育成、施設整備や財源確保等、課題が多岐にわたっており、23区共通の課題は、区長会等で協議する。区独自の課題は庁内検討組織で検討を進める。児童相談所の設置時期は、23区が統一的に移管を受けるとし、先行設置は考えていない。

5. 児童相談所も教育委員会に位置付け、その責任を区長は教育委員会に委任するのか。とも福祉局長として児童相談所の事業に取り組んできた区長は、地域主権をすすめるという視点を持ってこの課題に取り組むのか。

答：(教育長)教育委員会事務局が所管し、福祉部、健康部等関係部署との緊密な連携のもとに事務を進めることになると思う。

6. まちづくりについて

1. 外環道青梅インターチェンジについては地元町会との話し合いが一方向的に打ち切った経緯がある。あらためて区長と地元町会との話し合いをすべきだがどうか。

答：(都市整備部長)青梅街道インターチェンジは適正な手続きを経て、道路区域が決定した。今後も必要に応じた情報提供を国等に求めるとともに、地域の皆様と沿道のまちづくりに取り組んでいく。

2. 「外環の2」について区は地上部街路の計画を周知し地元住民との丁寧な合意形成を図るために「外環の2に関する取り組み方針」いったん撤回すべきでは。

答：(都市整備部長)外環の2は南北交通の円滑化、環境・防災の観点から重要な都市計画道路。区の取り組み方針を撤回する考えはない。

3. 教育環境を破壊し、地域を分断する道路補助135号線は、教育環境最優先とし、事業そのものを見直すべきだが、区長の見解は。

答：(土木部長)道路整備には、地域環境に配慮し、教育環境の保全を図る。道路整備そのものを見直す考えはない。

4. 関越道高架下の高齢者センターなどの建設計画については、区長自らが実際に現場を確認し地域の声を聴き、判断すべきだがどうか。

答：(企画部長)これまで様々な形で区民の意見を聞き、それを踏まえて区として望ましい整備内容を検討し、区長決定した。区民全体の福祉の増進をめざし、活用実現に努める。